

障がい者福祉だより

■ 今月は、補装具の購入（修理）費の支給について説明します。

○ 「補装具」とは・・・

「補装具」とは、身体の失われた部分や、思うように動かすことのできない障がいのある部分を補って、日常生活や職業生活をしやすくするために必要な用具のことです。

平成 25 年 4 月から難病等患者についても補装具の支給対象となりました。

補装具の購入（修理）費の支給を受けるためには、役場の窓口で支給申請を行う必要があります。支給決定後、補装具製作（販売）業者が補装具を製作します。

原則として、購入（修理）費の 1 割を利用者が負担することとなります。ただし、世帯の所得に応じて一定の負担上限月額が設定されます。

障がい種別	補装具の種類（例）
視覚障がい	盲人安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障がい	補聴器
肢体不自由	義肢（義手、義足）、装具、歩行器、歩行補助つえ、座位保持装置、車椅子、電動車椅子
心臓機能障がい（1級）	電動車椅子
呼吸器機能障がい（1級）	電動車椅子
肢体不自由及び音声又は言語機能障がい	重度障害者用意思伝達装置
（障がい児のみ）	座位保持装置、規律保持具、頭部保持具、排便補助具

※介護保険との関係

車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえについては、介護保険からの貸与が受けられます。これらの品目については、介護保険が適用になる場合、原則として介護保険から貸与を受けてください。ただし、身体上の理由等で介護保険の貸与品が利用できない方は補装具としての給付を受けることが可能です。

○申請に必要なもの

- ①補装具費（購入・修理）支給申請書
- ②処方せん（※補装具の種類によって必要ない場合もあります）
- ③見積書

問合せ先 福祉課 福祉係 ☎ 72-1229
清和支所 健康福祉係 ☎ 82-2112 蘇陽支所 健康福祉係 ☎ 83-1112

百日咳に気をつけましょう！

上益城郡内で増加中！！

今年に入り、上益城郡内で「百日咳」の発生届出数が増加しています。

百日咳は、咳を主な症状とする感染症です。感染力が強く（咳やくしゃみで飛ぶしぶきに菌が含まれています）、しばしば集団発生が見られます。ほとんどの方が乳幼児期に百日咳を含む4種混合（3種混合）の予防接種を受けていますが、予防接種の効果は4～12年で弱くなってくると言われています。乳幼児期に予防接種をしていても小学生以上では感染することもあります。治療には抗生物質を内服します。

- 主な症状は咳
- 感染力が強い（しぶきが飛んでうつる）
- 予防接種をしていても、時間がたつて効果が弱まると、感染する

年齢が上がると重症化することはそれほど多くないのですが、**1歳以下、特に6か月以下の小さなお子さんに感染し重症化すると、死に至ることもあります。**

小さなお子さんの重症化を防ぐためには、予防接種が大切です。定期予防接種をしっかりと受けましょう。また、予防接種前の小さなお子さんへの感染を防ぐために、大きなお子さんや大人の方も、咳症状が長引くときは受診して治療しましょう。

- 乳幼児（特に6か月以下）では、重症化することがある
- （乳幼児は）定期予防接種をしっかりと受ける
- （大きなお子さん、大人の方は）咳が長引くときは早めに受診する

学校や保育園などでは、次のようなことに気をつけましょう。

- おもちゃやタオルの共有は避ける
- 子どもの年齢に応じた咳エチケットを心がける
- 百日咳と診断された子どもには、休んでもらう（学校保健法では、第2種の感染症に定められており、特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで出席停止とされています。ただし、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められたときは、この限りではありません）

咳エチケット

- ティッシュなどで口と鼻をおおう
- せき・くしゃみが続くときはマスクをする
- とっさのくしゃみは袖などでカバー



問合せ先 健康ほけん課 ☎ 72-1295
熊本県御船保健所 ☎ 096-282-0016